

住もういまばり！住宅改修賃貸支援事業費補助金

所有者 対象

指定する地域※1の**空き家の所有者**が行う移住者※2への賃貸等を目的とした住宅改修・家財道具搬出等について、費用の**2分の1**を補助します。

①住宅改修



上限
100万円

※50万円以上から事業対象、2分の1又は100万円のいずれか低い額（1,000円未満の端数切捨て）

②家財道具搬出等



上限
10万円

※5万円以上から事業対象、2分の1又は10万円のいずれか低い額（1,000円未満の端数切捨て）



最大
110万円

次の条件を全て満たす方が対象です。

- ① 市内に本人単独名義で登記されている空き家を所有し、**今治市空き家バンクに登録**した方
- ② 空き家を**2年以上**今治市空き家バンクへ登録のうえ、賃貸借契約等の締結により**移住者※2に貸し出す**意思を有する方
（本人や移住者以外の方が居住する場合は対象外です）
- ③ 空き家について法令等に基づく申請の不備や制限のない方
- ④ 本人が市税等を滞納していない方
- ⑤ 本人が暴力団員または暴力団員でなくなった日から5年を経過しない方でない方
- ⑥ 過去にこの補助金および住もういまばり！空き家リフォーム補助金の交付を受けたことがない空き家を所有する方

※交付決定前の改修等は対象外です。

※1 指定する地域

以下の各支所の所管区域のうち、今治広域都市計画区域における**市街化調整区域を除く地域**

- ・朝倉支所（朝倉の区域）
- ・玉川支所（玉川町の区域）
- ・波方支所（波方町の区域）
- ・大西支所（大西町の区域）
- ・菊間支所（菊間町の区域）
- ・吉海支所（吉海町の区域）
- ・宮窪支所（宮窪町の区域）
- ・伯方支所（伯方町の区域）
- ・上浦支所（上浦町の区域）
- ・大三島支所（大三島町の区域）
- ・関前支所（関前の区域）



※2 移住者 令和2年4月1日以後に市外から市内に住民票を異動し引き続き市内に居住している方、及び異動しようとしている方

●補助を受けるには、当該年度の事前申込期間に申込みが必要です。

※事前申込期間：第2次募集 令和7年6月30日(月)～ ※先着順

事前申込書類を下記提出先へご提出ください。（関係書類は市のHPで入手できます）

事前申込が予算額を上回った場合は、事前告知なく、打ち切る場合があります。



愛媛県
今治市

事前
申込
書類
提出先

○朝倉、玉川、波方、大西、菊間並びに関前支所管内
今治市役所 地域振興部 地域振興局 地域振興課
〒794-8511 愛媛県今治市別宮町1丁目4-1
電話：0898-36-1514 Eメール：oide@imabari-city.jp

○吉海、宮窪、伯方、上浦並びに大三島支所管内
今治市役所 地域振興部 しまなみ振興局 しまなみ振興課
〒794-2302 愛媛県今治市伯方町叶浦甲1668-34
電話：0897-72-8772 Eメール：sumou@imabari-city.jp

住もういまばり！

検索



住もういまばり！住宅改修賃貸支援事業費補助金（手続きの流れ）

施工業者

2. 見積依頼

3. 見積提出



申請者

8. 発注

12. 費用請求

13. 費用支払

1. 相談・問い合わせ

事業に関するご相談等の受付

4. 事前申込（郵送または業者による代理提出可）

事前申込期間（第2次募集：6/30～）に事前申込が必要です。

次の書類を提出してください。

- 事業計画書（別添様式）
- 補助対象経費の算出根拠（見積書）
- 住宅の図面（現況及び改修後の配置図及び平面図）
- 登記簿の写し

6. 交付申請書提出

申請書と添付書類を提出してください。

- 申請書（様式第1号） ●事業計画書
- 住民票の写し（市内に住所を有する方を除く）
- 誓約書（別紙様式1）
- 登記簿の写し
- 市税等の完納証明書（市内に住所を有する方を除く）
- 納税状況等調査同意書（市内に住所を有する方）
- 補助対象経費の算出根拠（見積書）
- 住宅の図面（配置図及び平面図）
- 現況写真（参考様式）
- 他の助成制度の申請書の写し（利用した場合のみ）
- その他、市長が必要と認める書類

※●は4と共通の書類、○は新たに必要となる書類

7. 交付決定通知

交付決定通知書（様式第2号）で通知します。

9. 着工確認

業者による着工届を提出してください。

10. 変更（中止）承認申請

変更承認申請書（様式第3号）を提出してください。
中止承認申請書（様式第5号）を提出してください。

11. 変更（中止）承認通知

変更承認通知書（様式第4号）で通知します。
中止承認通知書（様式第6号）で通知します。

14. 実績報告（2月27日まで）

実績報告書と添付書類を提出してください。

- 実績報告書（様式第7号） ○事業実績書（別添様式）
- 補助対象経費の明細書（精算書）
- 補助対象経費の支払いが確認できる書類の写し
- 改修箇所ごとの改修前、中、後の写真
- その他、市長が必要と認める書類

15. 補助金額の確定通知

確定通知書（様式第8号）で通知します。

16. 補助金の請求

交付請求書（様式第9号）を提出してください。

17. 補助金の支払い

今治市

補助対象物件の改修について

改修は市内業者を活用してください。DIYは対象外とします。

事業完了後の事後手続き

補助金の確定通知の受領から2年以内に今治市空き家バンクを通じて補助対象物件に係る賃貸借契約等を締結した場合は、担当課へお申し出ください。

※必要に応じて、空き家の現況や改修状況等を確認させていただくことがあります。
また、書類は原則ご持参ください。ご協力をお願いします。